



# 鳥取県公報

平成13年11月16日(金)  
第7334号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示 土地改良事業の協議の適否の決定 (633) (耕地課) ..... 1

## 告 示

### 鳥取県告示第633号

溝口町が行う土地改良事業（農村総合整備事業金屋谷地区区画整理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年11月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年11月19日から22日間

3 縦覧に供する場所

溝口町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

